

●事故概要

- 発生日時：平成 27 年 2 月 3 日（火）13 時
- 場 所：首都高速湾岸線東行き本牧ふ頭入口料金所付近
- 積 荷：建設機械
- 諸 元：幅 3.45m（車両制限令による制限値（2.5m）を 0.95m超過）
長さ 20.50m（車両制限令による制限値（12.0m）を 8.50m超過）
高さ 4.18m（車両制限令による制限値（4.1m）を 0.08m超過）
- 施設被害：料金徴収施設（ETC設備）、軸重設備ほか

●積載物の軽減作業状況

本牧ふ頭入口料金所から出発地である横浜市中区南本牧に移動の上、軽減作業を実施

- 軽減の実施場所へ移動 平成 27 年 2 月 3 日（火）14 時 35 分
- 軽減作業完了 平成 27 年 2 月 3 日（火）15 時 50 分

●各法令の紹介

【道路法（抜粋）（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）】

第 47 条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

～以下省略～

第 47 条の 4 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

～以下省略～

第 104 条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者

～以下省略～

第 107 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

【道路交通法（抜粋）（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）】

第 57 条 車両（軽車両を除く。以下この項及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。

～以下省略～